(2)　雇保則第百十八条第三項の規定により職場定着支援助成金の支給を受けた建設事業主であって、同条第二項第一号ロ(2)に規定する雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における入職者の数を当該雇用管理制度の整備を終了した日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合及び当該入職者の数が、職業安定局長が定める目標値を達成しているものであること。

第七条の二第一項第一号ト中「建設事業主の団体又はその連合団体（次号トにおいて「建設事業主団体等」という。）」を「建設事業主団体等」に改め、同号ヌを削り、同号ル中「岩手県、宮城県又は福島県において」を削り、「建設労働者」を「女性労働者（岩手県、宮城県又は福島県においては、男性労働者を含む建設労働者）」に改め、同号ルを同号ヌとし、同項第二号中「イからルまで」を「イからヌまで」に改め、同号ハ中「該当する中小建設事業主等」の下に「（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、二分の一に相当する額）」に、「二十万円」を「十万円」に改め、同号ハ(2)中「十分の八に相当する額」の下に「（女性労働者に係る技能実習を行う建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）にあっては、二分の一に相当する額）」を加え、「二十万円」を「十万円」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　前号ホに該当する建設事業主　次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ホ(1)に該当する場合　当該措置の対象となった登録基幹技能者一人につき、一年当たり十万円

(2)　前号ホ(2)に該当する場合　六十万円

第七条の二第一項第二号ヌを削り、同号ル中「前号ル」を「前号ヌ」に、「同号ル」を「同号ヌ」に、「額が二百万円」を「額が六十万円」に、「ときは、二百万円」を「ときは、六十万円（岩手県、宮城県又は福島県においては、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）」に改め、同号ルを同号ヌとし、同条第三項を次のように改める。

2　一の事業年度において、前項第一号ロ、ハ又はニに該当する建設事業主等の一の事業所（建設事業主団体等にあっては、一の団体）に係る建設労働者確保育成助成金の額（同項第二号ロ、ハ又はニに規定する額に限る。）が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、同項の規定にかかわらず、一の事業所につき、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一　前項第二号ロに定める額が一千万円を超える場合　一千万円

二　前項第二号ハ及びニに定める額の合計額が五百万円を超える場合　五百万円

第七条の二に次の一項を加える。

3　既に第一項第一号ホ(1)に該当することにより建設労働者確保育成助成金の支給を受けた中小建設事業主については、同項の規定にかかわらず、同号ホ(1)に該当することによる建設労働者確保育成助成金を支給しない。ただし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日までの間に、同項第一号ホ(1)の規定に該当した中小建設事業主については、この限りではない。

一　第一項第一号ホ(1)に該当することにより建設労働者確保育成助成金の支給を一回受けた中小建設事業主　当該支給に係る同号ホ(1)の措置を講じた日から起算して一年を経過する日

二　第一項第一号ホ(1)に該当することにより建設労働者確保育成助成金の支給を二回受けた中小建設事業主　当該支給のうち直近の支給に係る同号ホ(1)の措置を講じた日から起算して一年を経過する日

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第二項第一号イの再就職援助計画又は同項第二号イの求職活動支援書を提出した事業主に対する再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百二条の五第六項第一号イの雇入れを行った事業主又は同項第二号ロの職業訓練計画を提出した事業主に対する受入れ人材育成支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百四条第一号イの環境整備計画を提出した事業主に対する高年齢者雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則第百十条第七項第一号イの雇入れを行った事業主に対する高年齢者雇用開発特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

5　施行日前に旧雇保則第百十六条第二項の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給に係る申請を行った事業主又は事業主団体に対する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給については、なお従前の例による。ただし、平成二十四年十月三十一日以後に事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給に係る申請を行った事業主又は事業主団体に対する運営に要した費用の支給については、対象保育施設の運営を開始した日から起算して十年を経過する日まで支給するものとする。この場合において、当該施設の運営を開始した日から起算して六年から十年を経過する日までの当該施設の運営に要した費用の支給額については、第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）第百十六条第二項第二号の規定の例により支給額を算定するものとする。

6　施行日前に旧雇保則第百十六条第三項第一号イ(1)の原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者がいる中小企業事業主に対する中小企業両立支援助成金（当該原職等復帰措置に係るものに限る。）の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例による。

7　施行日前に旧雇保則第百十六条第三項第一号ロ(1)の育児休業を終了した被保険者がいる中小企業事業主に対する中小企業両立支援助成金（同号ロ(1)に係るものに限る。）の支給については、なお従前の例による。

8　施行日前にその雇用する被保険者について、雇用管理に関する業務について知識を有する者の支援を受けて育休復帰支援計画（旧雇保則第百十六条第三項第一号ハ(1)に規定する育休復帰支援計画をいう。）を作成し、かつ、当該育休復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であって、当該被保険者の育児休業をした期間が三箇月以上（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によって休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあっては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が三箇月以上）であって、厚生労働大臣に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号。以下「次世代法」という。）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じているものに対する中小企業両立支援助成金（同号ハ(1)に係るものに限る。）の支給については、当該事業主を新雇保則第百十六条第五項一号ロに該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

9　第五項から前項までの規定にかかわらず、次世代法第十五条の二の規定により認定された事業主については、厚生労働大臣に次世代法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じることを要しないものとする。

10　施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ(2)の計画を提出した事業主に対する職場定着支援助成金の支給については、なお従前の例による。

11　施行日前に旧雇保則第百十八条の二第一項第一号ハ(1)から(4)までの措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。